

東京都公報

発行
東京都

目次

告 示

○土地区画整理事業の事業計画の変更（二件）……………一
……（都市整備局市街地整備部区画整理課）……………

○市街地再開発組合の解散認可……………二
……（都市整備局市街地整備部再開発課）……………

○宅地建物取引業法による行政処分……………二
……（住宅政策本部住宅企画部不動産業課）……………

○家畜伝染病の発生……………三
……（産業労働局農林水産部食料安全課）……………

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定（五件）……………三
……（建設局道路管理部監察指導課）……………

告 示（選）

○東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………九

○東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………九

○東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………九

数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………九

規 程（交）

○東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を改正する規程……………九

○深夜バスによる旅客運送に関する特例を定める規程の一部を改正する規程……………九

告 示（交）

○昭和五十四年交通局告示第十一号（東京都乗合自動車運行系統の名称及び区間）の一部改正……………九

○東京都乗合自動車運輸営業の一時休止……………九

告 示

●東京都告示第三百八十四号

東京都市計画事業晴海四・五丁目土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、次のとおり告示する。
令和四年三月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 土地区画整理事業の名称

東京都市計画事業晴海四・五丁目土地区画整理事業

二 事務所の所在地

中央区勝どき一丁目七番三号 東京都第一市街地整備事務所内

三 事業計画の決定の年月日

平成十八年三月十七日

四 事業施行期間

令和四年三月二十五日

平成十八年三月十七日から令和四年三月三十一日まで変更の内容
事業施行期間を令和五年三月三十一日まで延長する。
変更の年月日
令和四年三月二十五日

●東京都告示第三百八十五号

東京都市計画事業豊洲土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、次のとおり告示する。
令和四年三月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 土地区画整理事業の名称

東京都市計画事業豊洲土地区画整理事業

二 事務所の所在地

中央区勝どき一丁目七番三号 東京都第一市街地整備事務所内

三 事業計画の決定の年月日

平成九年十一月十七日

四 事業施行期間

平成九年十一月十七日から令和四年三月三十一日まで

五 変更の内容

事業施行期間を令和六年三月三十一日まで延長する。

変更の年月日

令和四年三月二十五日

●東京都告示第三百八十六号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定に基づき日本橋室町三丁目地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。

令和四年三月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第三百八十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年三月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 Colossus株式会社

(二) 代表者氏名 代表取締役 朱 栢然

(三) 主たる事務 新宿区大久保一丁目四番二十号
所の所在地

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第一〇五七四〇号

(五) 免許年月日 令和三年一月十五日

二 処分年月日 令和四年三月十五日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

●東京都告示第三百八十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項に基づく届出があったので、同条第四項の規

定により、次のとおり告示する。

令和四年三月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 家畜伝染病の種類

ヨ―ネ病

二 家畜の種類

鹿

三 患畜又は疑似患畜の区分

患畜

四 発生頭数

一頭

五 発生場所

日野市

六 発生年月日

令和四年三月十四日

●東京都告示第三百八十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和四年三月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

二 指定する区間

三 指定の概要

都道府中町田線

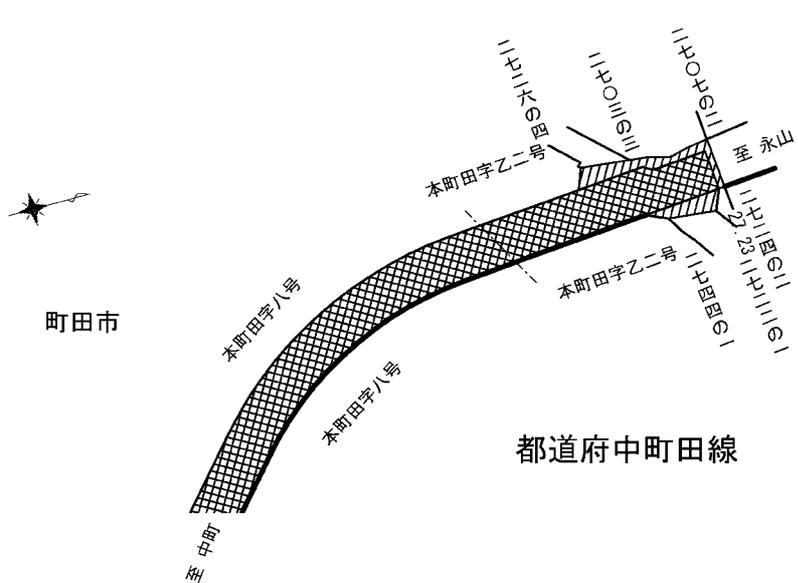
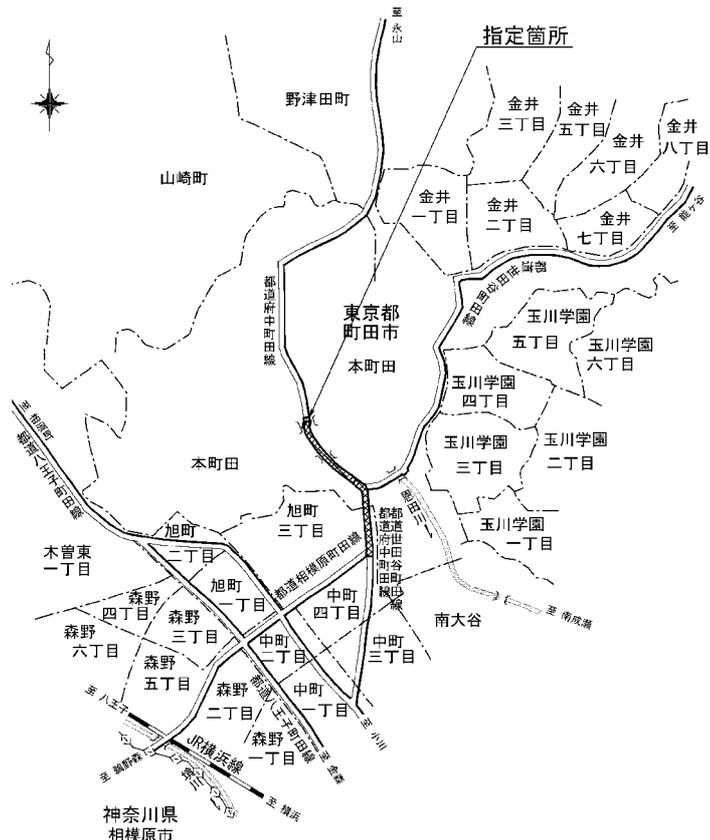
町田市本町田字乙二番二千七百二十六番四地先から同所二千七百二十四番二地先まで

別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道府中町田線
町田市本町田地区内

 既指定区間
 指定区間
 延長 七三・八一メートル
 (電線共同溝予定名称 府中町田・六号)
 市道
 都道

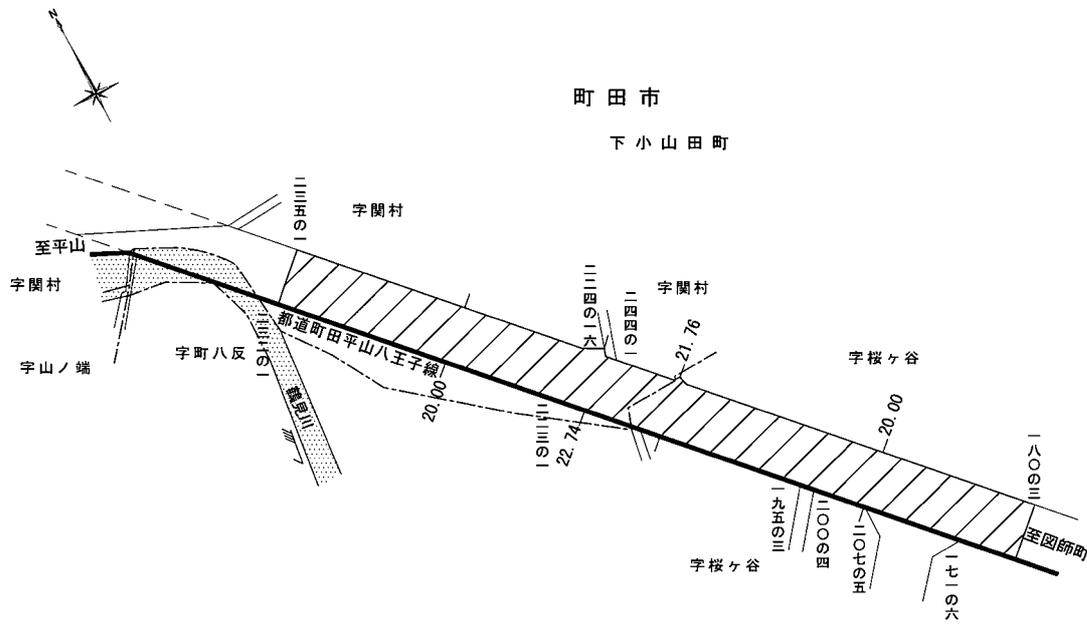
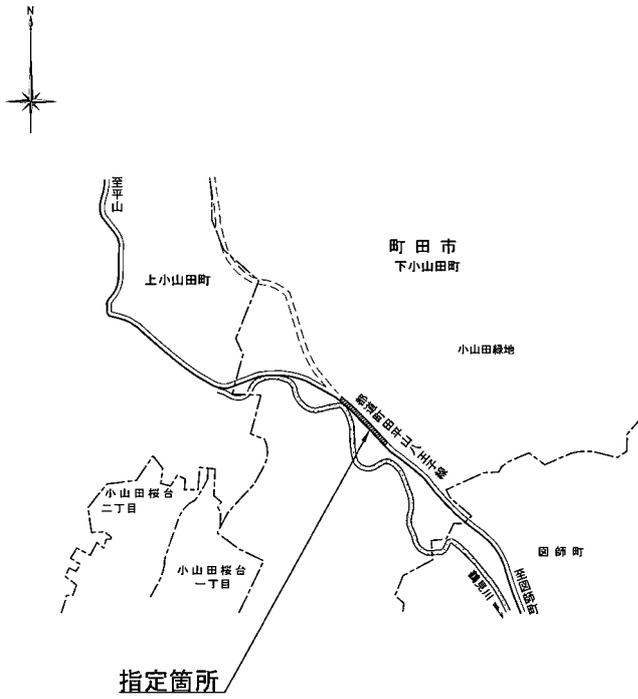


●東京都告示第三百九十号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別 図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
 都道町田平山八王子線
 町田市下小山田町地内

指定区間
 延長 二五九・四九メートル
 (電線共同溝予定名称 町田平山八王子・五号)



備すべき道路を次のように指定する。
 令和四年三月二十五日
 東京都知事 小池百合子
 一 路線名 都道町田平山八王子線

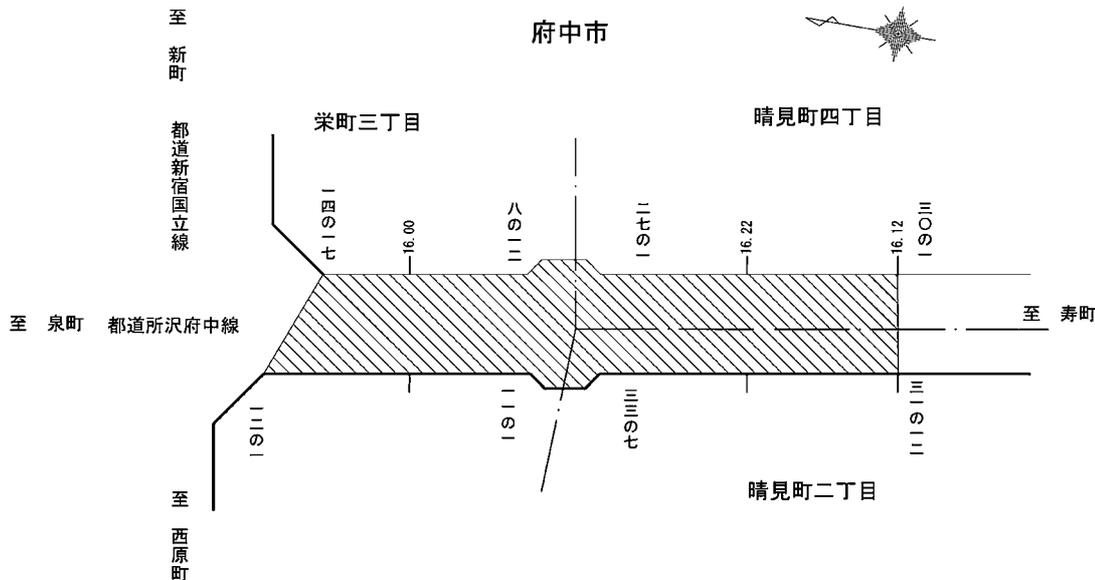
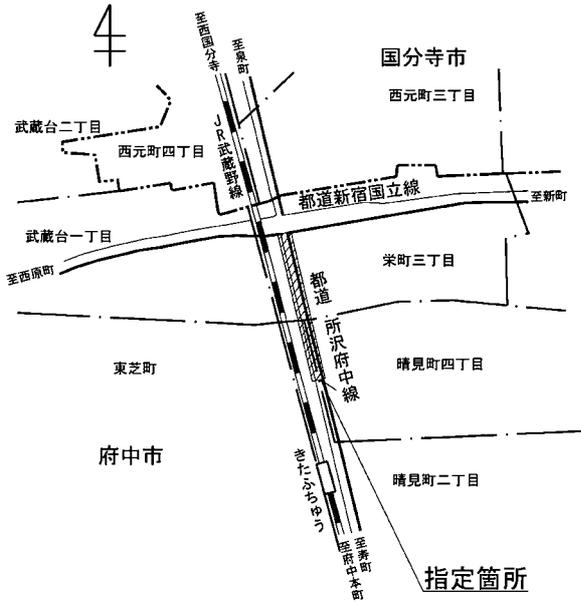
二 指定する区間 町田市下小山田町百七十一番六地先から同所二百三十五番一地先まで
 三 指定の概要 別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道所沢府中線

府中市栄町三丁目～晴見町二丁目

都道
指定区間
延長 四〇二・三三メートル
(電線共同溝予定名称 所沢府中・八号)



●東京都告示第三百九十一号
電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号) 第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

備すべき道路を次のように指定する。
令和四年三月二十五日
東京都知事 小池百合子
一 路線名 都道所沢府中線

二 指定する区間
府中市栄町三丁目十四番十七地内から
同市晴見町二丁目三十一番十二地内まで
別図表示のとおり
三 指定の概要

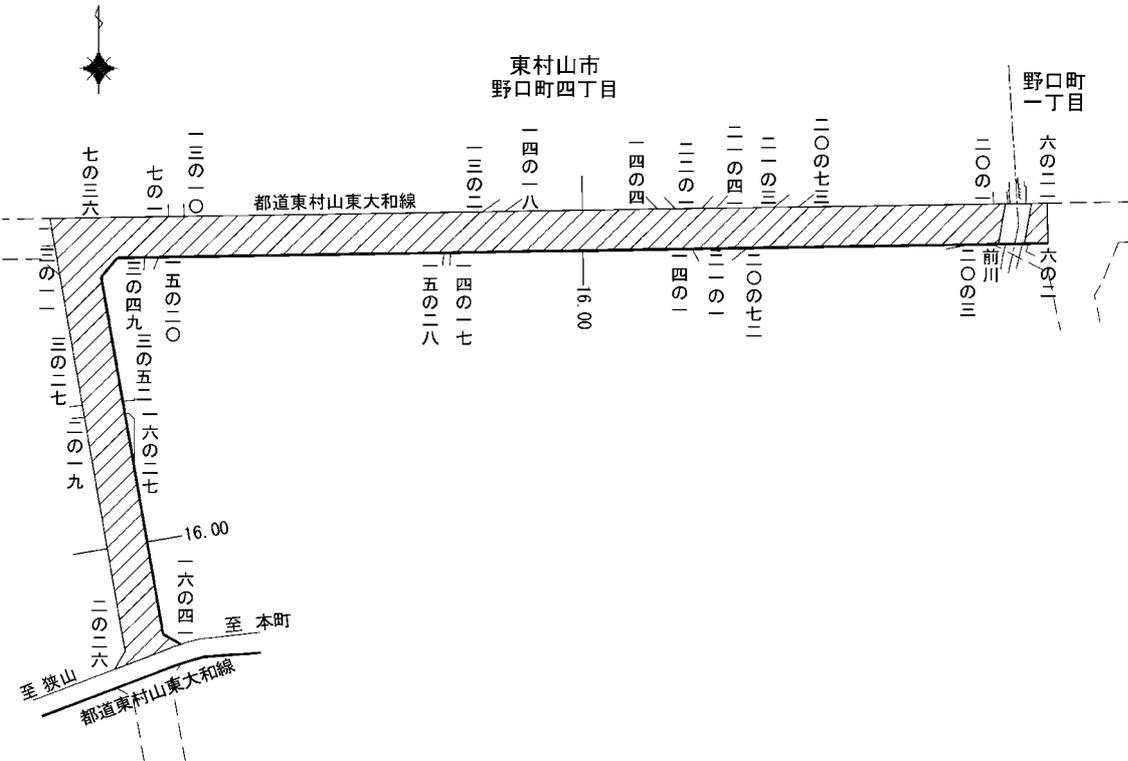
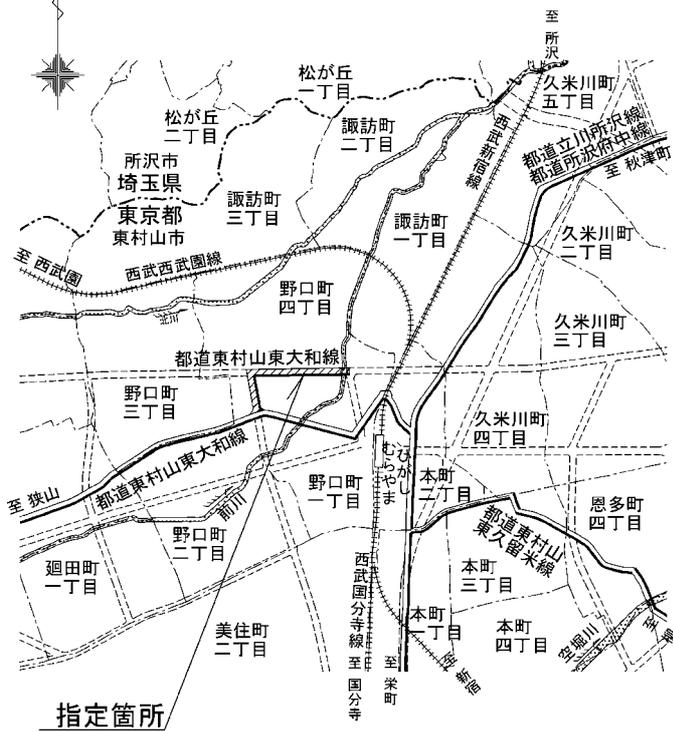
●東京都告示第三百九十二号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図 都道東村山東大和線 東村山市野口町一丁目～野口町四丁目



延長 五四六・六五メートル
 (電線共同溝予定名称 東村山東大和・一号)



備すべき道路を次のように指定する。
 令和四年三月二十五日
 東京都知事 小池百合子
 一 路線名 都道東村山東大和線

二 指定する区間 東村山市野口町一丁目六番二地先から同市野口町四丁目二番二十六地先まで
 三 指定の概要 別図表示のとおり

●東京都告示第三百九十三号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

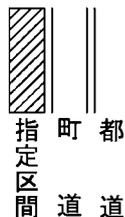
別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図

都道八丈循環線

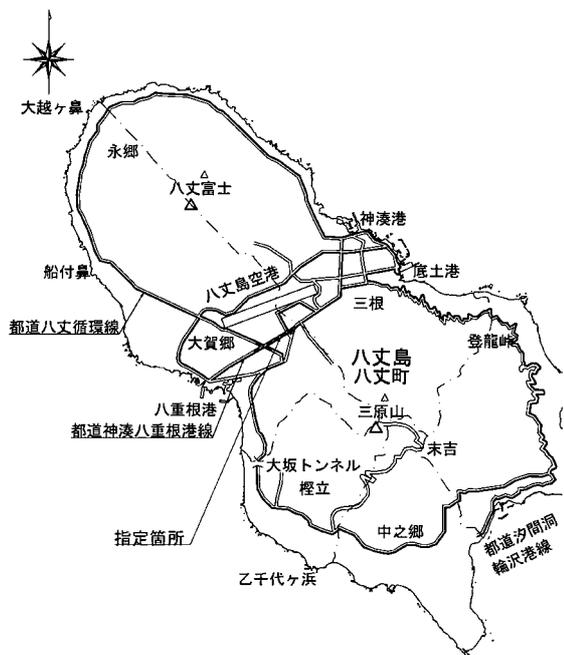
都道神湊八重根港線

八丈島八丈町大賀郷地内

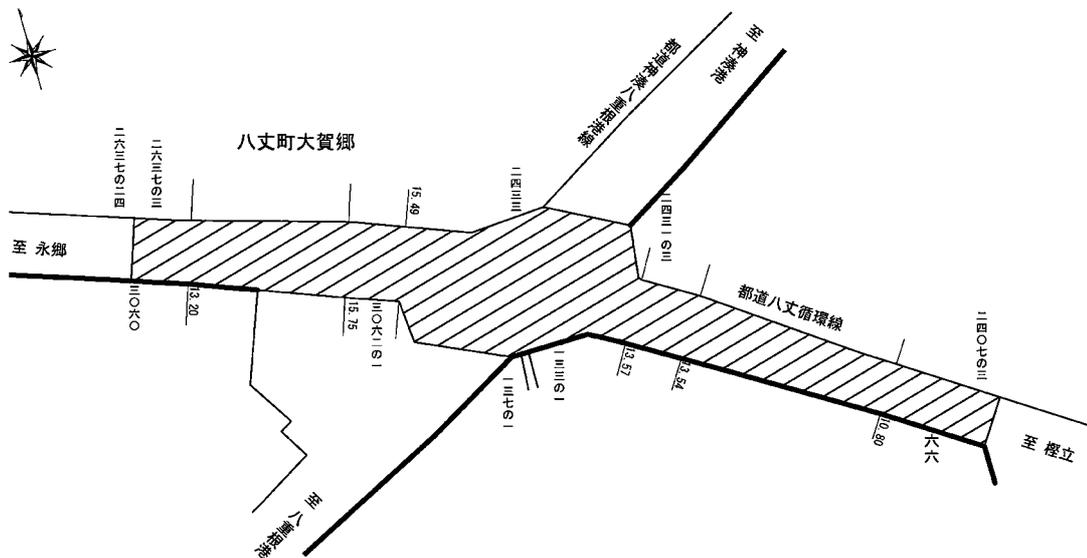


(1) 都道八丈循環線 延長 一八一・四メートル
 (電線共同溝予定名称 八丈循環・二号)

(2) 都道神湊八重根港線 延長 九〇九・一三メートル
 (電線共同溝予定名称 神湊八重根港・一号)



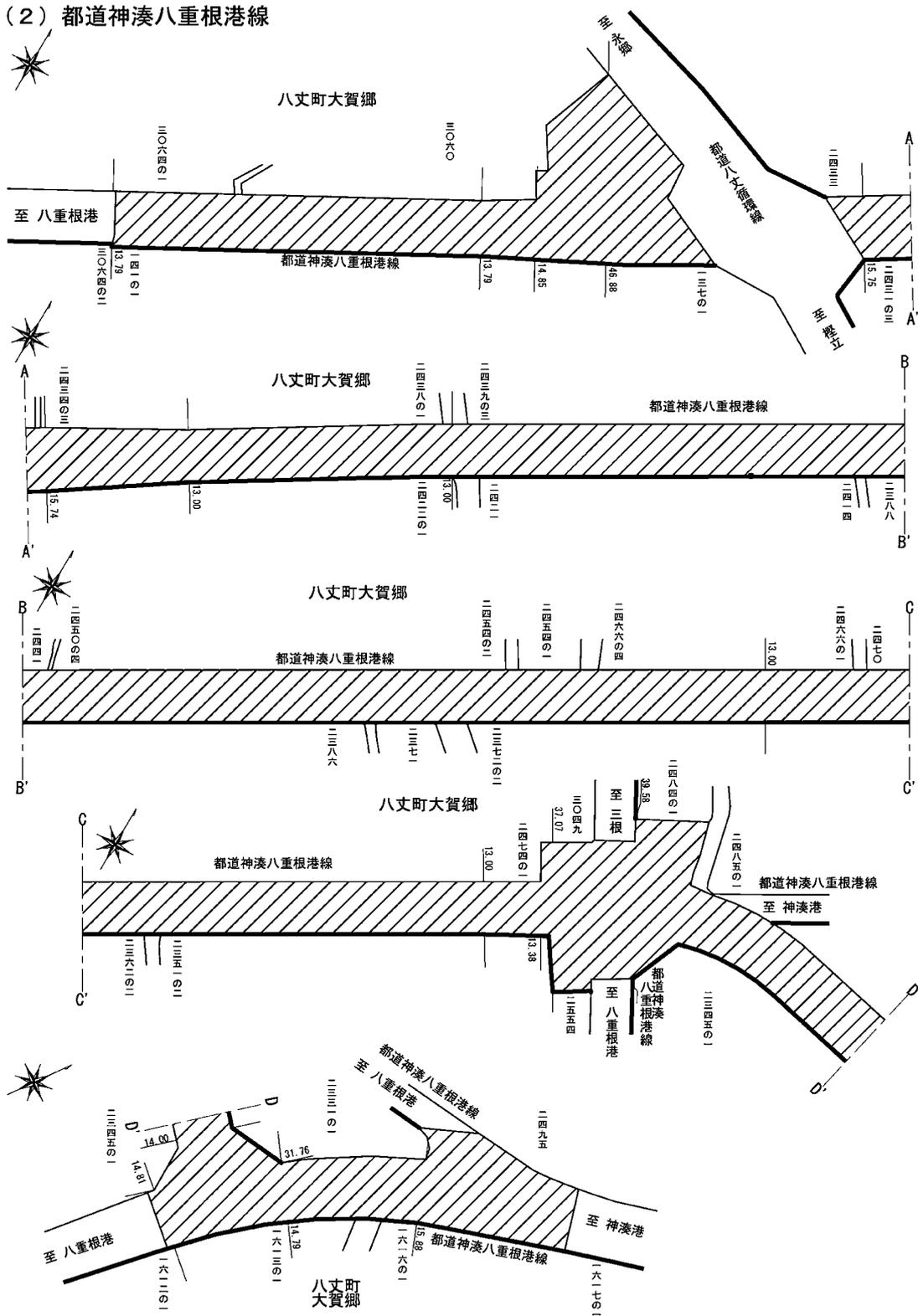
(1) 都道八丈循環線



令和四年三月二十五日
 東京都知事 小池 百合子
 都道八丈循環線
 八丈島八丈町大賀郷三千六十番地先から同所二千四百七番三地内まで

(一) 路線名
 (二) 指定する区間
 (三) 指定の概要
 別図表示(1)のとおり
 都道神湊八重根港線
 八丈島八丈町大賀郷二千四百九十五番地先から同所三千六十四番二地先まで
 別図表示(2)のとおり

(2) 都道神湊八重根港線



告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和四年三月二十五日

東京都選挙管理委員会

二二九、八三四

●東京都選挙管理委員会告示第十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和四年三月二十五日

東京都選挙管理委員会

一、五三六、四六二

●東京都選挙管理委員会告示第二十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を

超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。
令和四年三月二十五日

東京都選挙管理委員会

選挙区名 数

千代田区選挙区 18,113

中央区選挙区 46,233

港区選挙区 67,884

新宿区選挙区 91,888

文京区選挙区 61,602

台東区選挙区 56,778

墨田区選挙区 77,584

江東区選挙区 137,424

品川区選挙区 112,906

田黒区選挙区 78,404

大田区選挙区 169,570

世田谷区選挙区 195,430

渋谷区選挙区 64,457

中野区選挙区 94,574

杉並区選挙区 147,816

豊島区選挙区 77,270

北区選挙区 96,648

荒川区選挙区 57,218

板橋区選挙区 145,648

練馬区選挙区 169,943

足立区選挙区 161,651

葛飾区選挙区 127,159

江戸川区選挙区 159,888

八王子市選挙区 145,702

立川市選挙区 51,675

武蔵野市選挙区 41,638

三鷹市選挙区 53,097

青梅市選挙区 37,538

府中市選挙区 72,083

昭島市選挙区 31,584

町田市選挙区 120,388

小金井市選挙区 34,709

小平市選挙区 53,678

日野市選挙区 52,240

西東京市選挙区 57,321

西多摩選挙区 68,845

南多摩選挙区 67,089

北多摩第一選挙区 85,901

北多摩第二選挙区 57,234

北多摩第三選挙区 89,988

北多摩第四選挙区 53,759

島部選挙区 6,954

規程(交)

●交通局規程第十七号

東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月二十五日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局自動車営業所処務規程(昭和二十七年交通局規程第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表東京都交通局品川自動車営業所の項中「海第一号系統」及び「波第一号系統」を削り、同表東京都交通局渋谷自動車営業所の項中「RH第一号系統」の下に「高第七十一号系統」を加え、同表東京都交通局巢鴨自動車営業所の項中「都第二号系統甲系統」の下に「茶第七号系統」を加え、「茶第五十一号系統」の下に「上第一号系統」を加え、「学第一号系統、学第七号系統」を削り、同表東京都交通局南千住自動車営業所の項中「AL第一号系統及びS第一号系統」を「及びAL第一号系統」に改め、同表東京都交通局江東自動車営業所の項中「都第四号系統、」を削り、同表東京都交通局江戸川自動車営業所の項中「東第二十号系統、」を削る。

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

●交通局規程第十八号

深夜バスによる旅客運送に関する特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月二十五日

東京都交通局長 内 藤 淳

深夜バスによる旅客運送に関する特例を定める規程の一部を改正する規程

深夜バスによる旅客運送に関する特例を定める規程(昭和六十三年交通局規程第四十五号)の一部を次のように改正する。

別表深夜第7号折返系統の項中「上第一号系統」を「上第一号系統」に改める。

附則

この規程は、令和四年四月四日から施行する。

告 示 (交)

●交通局告示第二号

昭和五十四年交通局告示第十一号(東京都乗合自動車の運行系統の名称及び区間)の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から実施する。

令和四年三月二十五日

東京都交通局長 内 藤 淳

表中東第二十号系統の項を削り、

里第四十八号系統	日暮里駅	見沼代親	江北六丁目	往一〇・八一〇
	前	水公園	目団	復一〇・九九〇
里第四十八号系統	日暮里駅	見沼代親	江北六丁目	往一〇・八一〇
	前	水公園	目団	復一〇・九九〇
上第一号系統	東大構内	東大構内	上野公園	五・八
	前	園駅	地前	九・九〇
上第一号系統	東大構内	東大構内	上野公園	五・八
	前	園駅	地前	九・九〇

秋第二十六号系統	葛西駅前	秋葉原	浜町	往一二・一五〇
	前	橋	中の	復一二・五八〇

秋第二十六号系統	葛西駅前	秋葉原	浜町	往一二・一五〇
	前	橋	中の	復一二・五八〇

秋第二十六号系統

茶第七号系統

葛西駅前	秋葉原	浜町	往一二・一五〇
前	橋	中の	復一二・五八〇
東大構内	東大構内	御茶ノ水	四・〇
前	橋	御茶ノ水	八・〇

改め、S第一号系統の項、学第一号系統の項及び学第七号系統の項を削る。

●交通局告示第三号

東京都乗合自動車の運輸営業を次のように一時休止する。令和四年三月二十五日

東京都交通局長 内 藤 淳

- 一 運行系統の名称 深夜第一号系統、深夜第十号甲系統、深夜第十号乙系統及び深夜第十四号系統
- 二 休止期間 令和四年四月四日から当分の間

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001

定価 三〇円 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三三二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

